

三十日

る請願（池田清志君紹介）（第六〇）

從來用いておりました町名地番――

る予定であるのか、将来とも並行して

居表示の責任を持たされるということ

になるわけなんですから、お聞きしておきたいことは、この法律施行に伴うところの経費そのほかについては、どのように配慮をされるおつもりであるかということをお聞きしたいと思います。

○佐久間政府委員 これを実施をして参りますためには、御指摘のように、地方公共団体におきまして相当の経費を負担しなければならぬということはその通りでございます。この法律によりまして、昭和四十二年三月三十一日までに実施を完了するように努めなければならぬということに規定をいたしましたのも、一応のめどでございます。なるべく早く、しかし一度には参りませんので、大体五カ年計画ぐらいで、町名地番の混乱をしております地域から順次実施をしていって、一通りの程度のことを必要とする市街地にはできるようにしたい、かような考え方でこの期限を設けたわけでございます。

そこで予算の点でございますが、これは本来は市町村がその自治体の仕事としてやっていくべき仕事ではないであらうか、ただ国が法律を作りまして、または期間を定めまして、その間に整備をするようにいたすわけでございますから、その意味におきまして、いわゆる奨励的補助金と申しますか、そうした性質の補助金を国が出していただく、そのような考え方で、三十七年度におきましてはとりあえず全国で一府県一都市平均でモデル都市を定め、その都市の中でモデル地区を作りまして、その地区につきましてこの住居表示の実験をやつて参る、そのための経費を予算に計上いたしております。一

地区約四十万坪を対象といたしまして総額で約千八百万程度の補助費を計上いたしております。三十七年度はそういうことでモデル地区についてテストをいたしまして、その結果によりましてさらに今後の実施の細目についても検討を加えまして、三十八年度から全般的に実施に着手するようにいたしたい、その実施に着手いたしました後、大体たまたま申しましたような奨励的補助金という形で必要によって予算措置をいたしていく、かような考え方をいたしているわけでございます。

なお、審議会につきましては、審議会の所要の経費は三十七年度予算に計上をいたしております。

それからただいま申しました補助金だけではなお十分であるわけでございますが、表示板の費用その他につきましては、郵政省におきましても相応な配慮をしてもらうというような話し合いになつていくわけでございます。

○二宮委員 その附属機関としての審議会の構成は、どのように考えているのですか。

○佐久間政府委員 この審議会は委員十五名と予定いたしております。構成につきましては、関係行政機関の者と民間の学識経験者をもって構成するようになつてほしい、かように考えております。

○二宮委員 問題はその四十万坪をめぐり、千八百万というモデル地区の設定ですけれども、これらの費用の基礎になるところの起算基準というものが、大体問題にならうかと思いますが、これは地域によつては四十万坪といつてもいろいろのケースがあるようです。道路方式によるといふような方式があ

るようですが、道路方式によつてしても、あまり人口が稠密でないところは比較的費用がかからないのではないかと思います。東京都のように非常に入り込んだ場所では、四十万坪、千八百万といつても、これはなかなかさういふわけにはいかぬと思うのです。これはどういふ起算地方の基礎になつていくのですか。今の私の質問違つていますか。四十万坪千八百万というのはいいのですか。

○佐久間政府委員 ちよつと私の御説明が足らなかつたかと思いますが、五十万坪で約四十万円、これを坪当たり一円五十銭の半額を国が補助するという計算をいたしております。

○二宮委員 それは、あとから、それだけじゃなくて別に奨励的な補助を出すということなんです、その点を一つあなたの方でも大蔵省と十分交渉して、こういうことをやることはいいのですけれども、しかしこれは郵政省関係の郵便の配達その他にもPRをしなければならぬし、直接これは選挙人名簿の関係もあるし、いろいろな面でPRもやらなければならぬと思うので、その起算の算定の基準というものが非常にあいまいだと思ふのです。こういうことで地方自治体が責任を持たされるということの内容はわかりませんが、地方自治体にまた再び財源的に非常に迷惑をかけると思う。何をやつても、自治省の方で何か法律を作れば、地方自治体に迷惑をかけるというやうなことになるように一つ御考慮がいただきたいと思うのです。それは大へんな問題ですよ。そういうことをやらせて、三十七年度はモデル地区でやろうけれども、三十九年の一応

義務年限が切られますと、その間に比べるとこの地方自治体の経費の支出というものは相当にならうかと思うのです。そのはつきりしたことを、実際に即して三十七年度やつてみた結果をよく分析をして、そうしてその間に一つ三十八年度予算の組み方なり実施の状況、五カ年計画の裏づけとしての財源措置というものを考えてくれないうと、それをやられたことのために大へん迷惑をかけるというやうなことになるかと思ふのです。その点を要望として申し上げておきます。

それからもう一つお聞きしておきたいのは、公簿または公証書類の記載については申請に基づいてやるといふことになつておるようですが、これは申請をやらぬものは義務づけはできないというところに裏返すとなるようにちよつと読んだときにはなるのです。申請というものが前提で、申請をすればそれが変更される、申請をしなれば、言いかえると変更されないという格好になりますと、非常に不統一な状態ができるのではないかと、いうように思ふのですが、それは年度の三十九年なりあるいは四十二年の三月末というやうな、年度の申しすすとその間には大体それらを全部終了してしまふというやうな計画なんですか、どうなんですか。ある時期には一応錯綜することはやむを得ないと思うのですけれども、ある時期がきましたら、やはりその間にきまつた法律が施行されて、すつきりしたものにしようといふことではないと、いたずらに混乱を起すといふやうな結果になりはせぬかと思ふのですが、そこはどういうことですか。

○佐久間政府委員 この公簿につきましては、第六条で規定をいたしておりますように、関係機関がこの新しい住居表示の方法によりまして、なるべく早く整理をすることにしたところを、お聞きいたします。これは職権で整理をする建前でございますが、ただ先生の御指摘の第七条かと思いますが、これは現行の法令の規定によりまして、この記載事項につきまして変更を生じました場合に申請を要することになつておる場合がございまして、その申請をいたしました際に手数料等の徴収金を徴するということになつておる場合があるわけでございますが、この住居表示の関係におきまして変更を生じましたものにつきまして、一々手数料その他の徴収金がとられるということでは、これは理屈に合いませんので、そういう場合の手数料その他の徴収金は徴収をしないという趣旨を明瞭にいたしたわけでございまして、この住居表示の施行に伴います公簿の整理を一々申請に基づいてやる、こういう趣旨ではないわけでございます。

○太田委員 先ほどの地名、番地の問題でありますけれども、これは佐久間さん、番地というのがだんだん分化されていきますと、何番地の何の何の何というやうなふうになつてくるし、地名の住居表示ということとは、土地というものが非常に複雑なままだに放任されるのはあまり好ましいことではない。あわせてこれは御勘考いただく必要があるのではないかと、思ふのですが、ただ一つ勘考していただきたいと思ふ。十分御検討いただきたい。

そこで簡素化されるという実例を承

りたいのですが、衆議院のあり場所は、東京都千代田区永田町二丁目十四番地が本院の所在地でございますね。

〔委員長退席、高田（富興）委員長代理着席〕

これを今度の街区ないしは道路方式によりますと、具体的にどう呼ぶのですか。

○大塚説明員 お答え申し上げます。

街区方式でございますと千代田区二丁目までは従来の町名をそのまま踏襲いたすわけでございます。これが大きな一街区でございますから、公道で囲まれた一つの大きな街区になっておりますから、これに二番なら二番というようにものがつきますと、そのまま二番を使ってもいいのではないだろうか、こういうふうな考えております。従いまして千代田区二丁目二番という形で、変らないわけでございます。

○太田委員 永田町は抜けるのですか。

○大塚説明員 千代田区永田町二丁目でございます。

○太田委員 もうちょっと正確に言うていただきたいんですがね。東京都千代田区永田町二丁目十四番地というのが本院の所在地だ。今度街区方式によってこれが東京都千代田区永田町二丁目までが残るのですか。町でとまるのではありませんか。

○大塚説明員 東京都千代田区永田町二丁目までは残るわけでございます。

○太田委員 二丁目まで残って、その次に街区の番号が入って家屋番号が入る、そういうことでございますね。もうちょっと言って下さい。かりにこれは一街区の家だとしますと——一街区というとおかしいですか。一街

区一番だとすると、東京都千代田区永田町二の一の二でございますか。

○大塚説明員 千代田区永田町二丁目十四番地というのが今度は千代田区永田町二丁目、さらに街区の符号が入るわけでございますが、それが二といたしますと、千代田区永田町二丁目二街区ということになるわけでござい

ます。さらに今太田先生の御指摘のように住居番号までもつけて表示いたしますと、二番の三番なら三番、こういう形に相なるわけでございます。しかしながら先ほども申し上げましたようにこの国会は大きな一つの行区に囲まれているので、別にこれにつきましても所というものが分けて区別する必要がない、こういうような場合におきましては、そのまま街区符号だけで表示しても差しつかえない、こういうふうな考えておりますので、千代田区二丁目の二番という形で済むわけでござい

ます。しかしながらさらにそこに数個の建物がございする場合におきましては、二の二、二の三、二の四、こういう形に相なるわけでござい

ます。この点につきましては旧番地と比べて、いささか簡素化されないではないか、こういうような御疑念が生ずるかも存じませんが、現在のいわゆる地番整理の場合におきましても、先ほど申し上げましたようにそういう飛び番が生ずるといふような形から、現在のつけ方といたしますと、十四番地のそこにさらに数個の建物があります場合に

す。そういったしますと、やはりそれは千代田区永田町二丁目の十四の一、二、三、こういうような形に出て参りますので、その点は簡素化はいたして

おりませんけれども、従来よりも複雑になるといふような形にも相ならないのではないだろうか、こういうふうな考えておる次第でございます。

○太田委員 それは国会議事堂が大きいからというのでなしに、一戸の家として例示してほしいと思うのです。それは簡素化されるというけれども、簡素化されない面も出てくるし、迷いはしないかと私は心配をするのです。

千代田区永田町二丁目という丁目までが残るのです。丁目はなくなるかと思つたら丁目は残るとすると、その次に街区番号が出てきて、家屋番号が出るのでしよう。街区の番号というのは普通表示する場合に、二街区とか三街区とか五街区とかのその数字を使い、街区という文字を使うのじやないのでしょうか。二という数字を使うのでしよう。二の二とか、二の三とか、こういう最後の数字が家の番号でございます。そうすると二丁目というの、在来は二丁目と書かないで二と書きま

す。二の二の二、これは簡単に言ったのですか。

○大塚説明員 その点は確かに御指摘の通りでございますが、そのような場合におきましても、現在の番地の場合におきましても、いわゆる十四番地という形でやつておりませんで、そこにやはり街区の符号と同じような親番の符号というものが与えられている場合が多いわけでございます。従いまして二の十四の一、こういう形で表示してい

るのが現在でも多うございます。そのような場合におきましての街区符号の場合とはあまり違いがない、こういうように審議会で——確かに簡素化という点では同じでございますが、そういう一つの例はあまり簡素化という点になつておられない場合もござい

ますけれども、しかしながらいわゆる地番の財産番号としての住居を明確に表示しないという点から考えまして、味した場合におきましては、非常に簡素化されておる、こういうことがいえるわけだと存じます。

○太田委員 佐久間さん、何丁目というやつを省略するわけにはいきませんか。もしも丁目を知らない人は、永田町、それだけしか知らない人は、二と書いたのが、これは丁目であるのか、街区番号であるのか、家の番号であるのかわからなくて、これは一か二か三か四か五か六か七かなんと言つて、一から九までの数字をめぐって郵便配達さんや電報配達さんは迷うだけじゃありませんか。この一は、丁目の一であるか、街A番号の一であるか、家屋番号の一であるかさっぱりわからぬということは、どういふふうになさいますか。一というのをアラビア数字をもつてあれするとか、まるをつけて街区を表示するとかすれば、この数字は街区の番号だとか家屋の番号だというふうには識別できますけれども、それがな

いと——ここがかりに永田町二丁目の二街区の二番の家だとすると、永田町二の二の二と書かないと衆議院へ来ないのです。ところが永田町二の二と書いていたらどうでしょう。二が一つ抜けておる。そうすると二丁目二街区であるだけなのか、何だかわからない。丁目の数字を使うことは混乱しませんか。どうですか。

うようなお話もございましたが、全部数字でいくのか、あるいはあるものはアイウエオ順にするとか、ABCというようなものを用いますか、こういう点は実は審議会の席上でいろいろ御議論も願ったらどうか、かように考えておるわけでございます。

○太田委員 佐久間さん、非常にいいアイデアだけれども、アイデア売りまじょうの段階ではいいですけども、さらにそれを実用化する場合には、この方式は、若干非科学的な点があるのです。だけれども、こんなものは役人の仕事作りだ、こういうことを言っていたのですが、この批判がありましたけれども、これは少々茶目つけぶつていらつしやったか知りませんが、そういうことも考慮に値する。必ずしもこれが合理的だとは思われない。しかし永田町というところを四分割、五分割して、そして新しい町名を作ろうとおっしゃるけれども、これはやはり長年住みなれておられる人たちの気持には合わない話なんです。そんなことによつて街区番号を作ったり、住居表示法によつて住みなれた永田町なら永田町といつておつたところを、今度は永田町ではなくて、横田町に変えるということもいかかと思ひます。しかもあなたの方の法案によれば、市町村にまでそれを及ぼさうというのです。市町村の町名とか大字名とかいうものも変えなさいということをおっしゃるのです。こんなことは非常に住民感情というものを無視したものであつて、けしからぬ話だと私は思ひますが、そんなことは必要ないぢやないですか。大字なんか端から端まで何里あるうといぢやありませんか。大字は

街区によつて、これは何々山通り、何々峠通りと言つてみたつて、その中にある家は二軒か三軒だ。そんなばかなことを考えて、金を使つたり、あるいはやつたりする必要はないぢやありませんか。市の繁華街ならいざ知らず、町村の大字名にまで及ぼさうというような考え方は、およそ繁文縷礼を奨励しておるような気がしてしょうがないのですが、御感想はいかがですか。

○佐久間政府委員 その点は、私も先生と全く同感でございます。この法案におきましては、実は法律の規定上は市街地についてというところで規定をいたしておりますが、附則の第二項として、従前の表示の方法が日常生活に著しい不便を与えておる地域から順次実施するものとするということで、考え方の一端を表わしておるわけでございますが、何でもかんでも、必要のないところまでこれの実施を強要するということではなくて、従来の住居表示の方法で混乱を来たしておつて、日常生活に不便を来たしておるところ、言いかえしますと、この新しい方式を用いる必要度の高い地域から順次使用していく。そしていなかの市といひまして、新市あたりで何市何町地方というだけで手紙も一向混乱せずに届くようになさういうようなところにつきまして、この方式をしていて実施をさせるというつもりは毛頭ございせん。そうしてまた、そういうようなところにつきましては、従来の番地を便宜住居表示の方法として引き続き用いておつても別に不便はないぢやないか、そのように考え方をいたしておつて、運用上は十分配慮をいたすつもりでございます。

○太田委員 従つて、あなたの方の当局としては、市町村の町村段階に至る部分で何市何町程度、市でも何町程度ですぐ着くようなところにこの街区方式並びに道路方式の住居表示を適用するといふ意図はないのだ、そういうところは、ましてや町村というところでは、まづもつて適用するようなことはないであらう、議会の議決を経ればやれるようになってはいますが、ないであらう、こういう御方針でございますか。

○佐久間政府委員 処罰はございませぬ。

○太田委員 順守する義務というものがあつて、旧来の慣習というものに非常にノスタルジアを感じて、昔の町名を守つておる人々を裁判にかけることがないというならばけっこうだと思ふのです。少なくとも、住居表示法というものが、そんなにむやみに押しつけであつてはおかしいと思ふのです。そういうことはしないように、ぜひ実情というものを十分認識の上御配慮いただければけっこうだと思ひます。

○高田(富田)委員 長代理 門司亮君。

○門司委員 私はごく簡単に聞いておきたいと思ふのですが、これは郵政省とは十分に話し合ひができておりますか。

○佐久間政府委員 これは郵政省とは非常に緊密な連絡をもちましてこれまで作業をいたして参りました。

○門司委員 むしろこの法案は、出せば郵政省関係の方が関係が深いぢやないかと私は思ふのですが、この種の問題がありますのは、たとえばアメリカの例を見ても、町名番地と云ふのは、町名は書いてあるのです。番地はやはりポスト・ナンバーで大体表示しているのが多いのであります。ところがこれはポスト・ナンバーで表示をしているが、実際はいかに

密のところはよほどよく考えて、町名など変えなければならぬようなところが出てくるような気がしますけれども、あまり住民の意思を踏みにじることもいかぬと思ひますが、何か表示法に違つた場合に、これに違反したら罰がありますか。禁錮以上の刑に処せられますか。

○太田委員 順守する義務というものがあつて、旧来の慣習というものに非常にノスタルジアを感じて、昔の町名を守つておる人々を裁判にかけることがないというならばけっこうだと思ふのです。少なくとも、住居表示法というものが、そんなにむやみに押しつけであつてはおかしいと思ふのです。そういうことはしないように、ぜひ実情というものを十分認識の上御配慮いただければけっこうだと思ひます。

○高田(富田)委員 長代理 門司亮君。

○門司委員 私はごく簡単に聞いておきたいと思ふのですが、これは郵政省とは十分に話し合ひができておりますか。

○佐久間政府委員 これは郵政省とは非常に緊密な連絡をもちましてこれまで作業をいたして参りました。

○門司委員 むしろこの法案は、出せば郵政省関係の方が関係が深いぢやないかと私は思ふのですが、この種の問題がありますのは、たとえばアメリカの例を見ても、町名番地と云ふのは、町名は書いてあるのです。番地はやはりポスト・ナンバーで大体表示しているのが多いのであります。ところがこれはポスト・ナンバーで表示をしているが、実際はいかに

使われておるだけであつて、市街地は私はあまり見ない。

〔高田(富田)委員 長代理 退席、委員長着席〕

広漠な土地で、そして家がところどころしかない、それから同時にまた新しく家ができてくる、そういうところにはポスト・ナンバーが非常に便利に使われる。地番と異なつた、家のできたところ、できたところに、新しいポスト・ナンバーを指定すればいいのであるから、割合に楽に使われておるが、しかし日本のような現在の状態の中でこのものを使用してくると、先ほどから話がありますような非常に大きな、複雑な問題が出てきやしないかと私は考える。むしろこういうものよりも、やるならば思い切つて町名地番の変更を命じた方がよろしいのぢやないか。これは非常に時ど金がかかりますが、しかし、徹底するならばそれでしておかないと、要するに土地の所有権と上に建つておる家との関係は非常に密接な関係を持つておると、もう一つ時間が迫つておるものでついでに申し上げておきますが、もう一つの問題は、居住を主体にして番地をずつとつけていきますと、これから新しく伸びていくところのような土地は非常に大きな問題を起しやしないかというふうな気がするのであります。だから地番の方をきちんと書いておけば、どんなに新しく市街が進展しようとも、どういふ形になろうと、その上には居住だけを主にして考えると、そこには不都合がでやしませんか。私の経験からいへば、どうしても町名地番を

複雑になつてきて、わからなくなりま
すよ。都市計画の路線というものは既
設の道路じゃないのです。地図の上の
道路ですよ。地図の上の道路でありま
すから、従つて、将来そこが道路には
なるが、現在はずっと家が建つてい
る。そして一つの区画の中に入ってい

る。それを考慮して番地をつけようといつてもつけようがないじゃないです

か。架空のものがまん中に入っておつて、その外にあるものはどうにもなら

ぬですよ。だから、私ははっきり聞いておきたいのは、ここに出ておりま

すのは一体どこの地図なんです、こ
ういう地図は東京の地図ですが、大阪

の地図ですか。こういうふうにできたところは比較的楽なんですよ。しかし

私たちの言っているのは、東京都の中でも、現在まだこういう形でなくて、将

来道路を広げなければならない、将来
区画を変更しなければならないところ

がたくさんあるのです。まして、地方の町村に行つてごらん下さい。小さな

市などに行つてごらん下さい。ほとんど都市計画の路線だけしか入っていない

い。将来どうなるのだから、実際の問題として見当がつかない。それにこうい

う架空なものを一つのものと見て番地をつけていく住居だけを主体にしてこ

しらえていくことになる、今言った
ような問題の解決はつきません。今の

局長の答弁だけでは納得するわけにはいきません。区画整理と今申し上げま

した都市計画との関係等については、建設省の考え方を十分に配慮されてお

りますか。

○佐久間政府委員 このお配りいたし

た資料でございますが、これは架空なものでございまして。有区方式の例

として出しておりますのは東京の渋谷区代々木富谷町の例でございます。それから道路方式の方は、これは道路方式というものをややわかりやすく御理解をいただきますために、少しモディファイいたしておりますが、これも東京都の文京区のある部分でございます。

それから、今の区画整理と都市計画との関連の点でございますが、これは各市町村でこれを実施いたします場合には実施の計画を作らせるわけでございますが、その際、その関係は十分検討をしております。その考え方はいたしまして、先ほど申し上げましたように一応計画になっておりますも、まだ実施の時期が遠い将来になりますものにつきましては、これは一応現状でやっております、それができましてはさらに変更する。これは二度手間にはなりませんけれどもやむを得ない。しかし、もう間もなく実施に着手するところでございますならば、その点を考慮して計画を立ててもらう。特に一つの都市につきましては、一度に全部その都市について端から端まで実施をするわけには参りませんので、一つの都市の中でも、おのずから三カ年とか五カ年の計画を立ててやって参らなければなりませんので、そういう不確定の要素のありますところは、実施の順序をあと回しにするというようなことで、できるだけ御指摘のような二度手間が避けられますように計画を立ててもらいたい、そのように思っております。

なお、建設省との連絡はというお話でございますが、今度でございます住居表示審議会の中には都市計画関係の方も

入ってもらいまして、建設省側の御意向も十分伺って参りたいと思っております。

○門司委員 建設省側の意見を法律を作ってから聞くという、これはどうなりますか。おかしいでしょう。これはすでに法律をこしらえられるときに建設省の意見がはつきりしておいて、いわゆる町名地番の変更あるいは道路の計画等についても、建設省側との打ち合わせができておらなければならぬ。これを実施するにあたって建設省と相談して何になりますか。できやしませんよ。これはだから委員長にお願いしておいたが、建設省の役人を呼んで下さい。建設省の役人はこれといふのかどうか。そうしないといふのは非常に迷惑なものです。都市計画と区画整理との関係が明らかにならないで、ただ建っている家だけを、道路なら道路を標準にしてこしらえる、あるいは街区なら街区を標準にしてきめるといふことは、これはどうにもならぬです。これはポスト・ナバーでやる場合には、広い農村ならある程度そのままよろしいと思うのです。しかし都会の密集したところにポスト・ナバーでやる、そういうものの考え方で仕事をしたいこうとすると、非常に大きな無理があると思うのです。だから、どうしても市街地は、私どもの考え方としては少なくとも区画整理を行なう場所、あるいは都市計画を立てる場合においては、少なくとも町名地番までは変更するという建前の上ではなければ、あの整理はできないはずで、これはよくても悪くてもそうなるでしょう。そういうことで一つ整理をどうしてもする必要がある。同時に、町名地番といっておりますけれども、まだ日本には御承知のように都市におきましても飛び地がたくさんあるのです。東京都の土地が神奈川県にあたり、神奈川県が東京都の中にある。川崎の土地が横浜市の中に、まん中ではありませんが、まわりは横浜市になっておいて、そういう飛び地がどこにでも必ず存在している。こういうものの整理をきちんとしてやること、私は町名地番制度審議会の責任だと思ふ。そのためにできた審議会なんですから、その審議会がこういう答申をすること自身が私はおかしいと思っております。そうしませんと幾らこういふものをこしらえてやっても、将来急に発展していかうとする最近の都市については非常に迷惑なものになると思ふ。どうなんですか。もう少し思い切って町名地番の変更をするといふことは、金と時間ばかりですが、やればやれるのです。またやらなければならぬ仕事なんです。そうして普通の場合と違って特に区画整理なんかをやれば、いやがもうでも登記所の番地を変えなければならぬ。区画整理をやったからなんですか、必ず登記を変えなければならぬでしよう。昔のままで登記が済むわけではないでしよう。全体が変わってきますから。だから私はどう考へてもこの法律は中途半端というか、全く役人の一番悪いことで、何か法律さへこしらえて地方に仕事を与えて、その仕事について金をとりさえすればいいんだ、この中には大臣の権限とか何とか書いてある。役人の権限だけを強くすればいいという、こういうものの考え方でできた法律ではないですか。自治大臣の都道府県に対する

権限といふものをちゃんと書いてある。これでは地方の自治体は非常に迷惑をするのではないでしようか、どうせ迷惑をするならさきから申し上げておきますように、こういう法律でなく、町名地番の整理をしない、それについて政府が金を出せばそれでよい、やれるのだ、自治省が権限だけを強くして、そうして財政的なめんどうをみないで、何とか地方自治体をいじめろ——いじめろという言葉は悪いかもしませんが、動かしていかうと、これは決して地方自治体のためにならない法律じゃないですか。これで地方の自治体はどれだけの便利を得ますか、同時に、地方の住民がどれだけの便利を得ますか、その点を一つ明らかにしてもらいたい。

○佐久間政府委員 第一の建設省と立案の過程でよく打ち合わせをしておるかという点でございますが、それは建設省とよく打ち合わせをいたしております。町名地番制度審議会の幹事も建設省の官房長に入っていたのであります。またこの法案を作成いたしました過程におきましても、建設省とよく打ち合わせをいたしておりますので、この点は建設省側も異存はないわけでございます。先ほど住居表示審議会の委員に入ってもらったと申しましたのは、さらにこの法律実施の過程におきまして、具体的に都市計画との関係でいろいろ問題も起こつて参ると思ひますので、それらの点についていろいろ意見を反映させていただくために審議会の委員にも入ってもらい、かように考へておるわけでございます。

それから第二の町名地番の整理で

いった方がいじやないかという点でございますが、これは先ほどもお答え申し上げましたように、町名地番と申しまして、正確に申しますと、町名は今度の場合におきましてもそのままになる、ただできるだけ合理的なものにするという点だけでございますが、違ひますのは地番の点でございます。いわゆる地番を整理いたしますことになりまして、莫大な経費がかかります。一筆々々の土地につきまして、さらに地籍調査をした上でないと整理ができませんので、これは実際上実行が不可能である。これは主管の法務省でもそう申しておるわけでございますので、理論上も先ほど申したような難点がございますが、実際上も不可能なので、その方法によるわけにはいかないという考へを持っておるわけでございます。

それから第三点の、これによって住民がどういふ利便を得るかという点でございますが、番地が大へん混乱をしておりますところが、東京その他の大都市地域に非常に多いわけでございますので、それらの点についてはこの方式によりまして、順序よく番地をつけ直すというだけでも、非常な住民の利便が増進されるというふうに確信をいたしておるわけでございまして、その点は、郵政省当局も私も以上にむしろ大へん熱心に、ぜひこれは早急にやっております。いろいろ御協力をいただいておりますわけでございますが、それらの点から考へましても非常な便宜になるであらう、このように考へておるわけでございます。

○門司委員 大臣に來てもらえませんか。今の答弁の中で、実に聞き捨て

ならないものがありまして、大臣に一つ来てもらって、大臣にはつきり聞く必要があると思います。政府次官でなく大臣に来てもらいたい。今の局長の答弁は、そんな答弁でよろしいですか。日本の国民は全部税金を納めておりますよ。よろしくございませうか。土地には固定資産税をあなたの方おとりになっていくでしょう。だとするならば、日本で一番大きな問題は、税の公平を期そうとするならば、日本の最大の欠陥は地籍がはっきりしないということですよ。どこの役場に行っても、六百分の一の地図がありますか。厳密な地図を持たないで、厳密な地図を本からないで、税金をかけているのが日本の現状でしょう。これでいいのですか。少なくとも日本でこういうことを問題にするなら、私がさっきから申し上げておりますのは、区画整理をする場合、あるいは都市計画の場合におきまして、これをやることによって地籍が明確になるのである。実測化されるのである。日本の一番大きな欠陥はそこにあるのですよ。地籍がどれだけあるかわからないでしよう。一つの村に対して、この村が一体何坪あるのか聞いてもわかる人がいますか。実測した人がいますか。地検をいつやったのですか。今までの地検は、ある場合においては家康がやったり、秀吉がやったり、いろいろやっている。その場合は、六尺が六尺六寸に延びたこともある。あるいは悪大名のところは五尺八寸でやっている。そういう地籍が一体いつ日本で改革されたか。いまだに日本には厳重な地籍はないのです。にもかかわらず、今の局長のような答弁を聞くことになる、こ

ういうことはやめてもらって、そして私がさっき申し上げたように、まず全日本の町名地番をはっきりしない。面積をはっきりしない。登記簿をはっきりしない。そうすれば、こういうことは簡単にやれる。そういう政府が安易なものの方で答弁をするというところは、私は言語道断だと思ふ。どこの町村にいても、明確なものがございませうか。私はアメリカのことを言うわけじゃありませんが、私が十何年前にこういう問題について視察をしたときに、アーリントンでございませうが、あの都市は六百分の一の地図がちゃんとあるのですよ。そしてお前の土地はこうなっているのだということ、だれにでも明確にわかるようになっていく。固定資産税課に行けば、十枚くらいの写真がとってある。お前のうちにはこうなっている、玄関はこうなっている、ここはこうなっている、だから区画は幾らだから税金は幾らだ、こうなっている。税金をとって政府が、土地の台帳を明確にするというようなことは困難だというようないふ言葉が懸ければ取り消しておきまう。しかも、こういう会議の席でそういうことを言われては、そのまゝ見のがすわけには参りません。税金をとっていながら、役所が町名地番の整理をするというところ、あるいは広さとか狭さというところを明確にする。ところが、困難だとか何だとかいうような言葉を使われる義理合じやないでしよう。大臣を一つ呼んで下さい。そしてもう少しこれを明らかにしたい。できた。大臣が来てから返事して下さい。

○國田委員長 門司亮君の質疑に安井自治大臣の答弁を求めます。安井自治大臣。

○安井國務大臣 住居表示に関する法律案につきまして、その方法について、門司委員から現在の登記簿による番地を中心にして整理すべきものではないか、こういう御質問があったと承っております。私も根本的趣旨におきましてはその御趣旨に全然反対じゃございせん。ただ、実際にこれをやります場合に、非常に手数と費用を食います。これを現在一度町名地番を整理しますのにできるだけ便宜な第二段の方法として、手数のかからないやうにしてわかりやすくなるというために、この法律案を出してあるのであります。将来は門司委員のおっしゃるやうな問題を、さらに掘り下げて、時間をかけて取り上げていかなければならぬまいと思つて、この次第であります。

○門司委員 大臣はきわめて体裁のいい答弁をされておる。先ほどの局長の答弁はそうではなかった。非常にめんどろなことがあるので、こうする方がいいのだ、こういうことですが、私の考えておりますのは、こういうことを考へられるなら、徹底的にそれをおやりにする必要があるんじゃないか。かつて国土総合開発法が出たときに、私は、あのときの大蔵省はだれでしたか、係の大臣にお聞きしたのでありますが、日本に地籍がはっきりしていないじゃないか、こういう総合開発などという法律を出すのなら、まず日本の地籍をはっきりした方がよろしいんじゃないか。聞いてみますと、何か五万人くらいの人間を使って、三年くらいかかって、航空写真と実測を全部やるには、費用として約三百億ないし四百億くらいかかるだろうという資料をいただいたのであります。なかなか大へんだと思ふ。それが実態だと思ひます。日本の実態は、どこの町村に行っても、今日はっきりした地籍はないわけでありまして、この実証をあげると言へば幾らでもあげますが、従つて、政府が幾ら今日までたとへば農村の問題について農業センサスをやつても、あるいは一筆調査をやつても、何をしても、面積というものが食い違つていくので、面積に於ける税金を取っているでしよう。従つて、その帳簿の台帳は實際やつていなければ税金はきわめて不正確なものでございませう。税金が不正確であれば、国民の中には必要以上の税金を納めていく者があつたと言つても差つかない。また非常に税金が助かっている人があると言つても差つかない。私も、市街地におけるこの種の問題を解決しようとするには、少なくともはっきりした町名、地番を改正をしていくという建前に立つて行なうべきである。ただ暫定的にこういうものをこしらえていくというやうな今の大臣のお話ですが、そうすると、いつの日にかすぐまたこれのあとを要しなければならぬ。これは費用をどうするのですか。この費用は、先ほどの答弁を伺いまして、費用は何か補助金のような形で、幾らか出したというお話をちよつとされたやうであります。費用は全部額国が負担するのですか、それとも地方が全部出すことになるのですか。この点はどうなるのですか。

○安井國務大臣 今申し上げます通り、門司さんの言われる根本的に地番を整理するということは、いすれにしても政府として十分に取上げていかねばならぬことはもうお説の通りだと思つております。しかし、とりあえず区画を明確にしていくという意味で、この方式を取り上げるのであります。これにつきましては、政府として一応自治体が主体であります。しかしこれは広告等も入れることによりまして、実質的な費用というものは非常に僅少でできるというふうに私も考へております。

○門司委員 この点だけでも一つ明確にしておきたいと思ひますが、私が非常によくやましいことと云ふか、御承知のやうにこの法律の十條に大臣の権限が書いてあります。これについては都道府県知事、大臣は勧告できるという大臣の権限が非常に大きくなつて出てきておる。そして事業の主体は市町村なんです。都道府県知事ではないのです。そういういたしますと、大臣の権限がそこに書いてあるやうなことで、しかも事業の主体は市町村だということになつて参ります。市町村における今日の状態は、先ほどから行政局長に話をしているのではありませんか。日本の市街地というのは、都市計画が完成しないうちに家の方が先にできている。そこで都市計画の路線といふのはどこまでもおくれがちになつておる。あるいは旧市街地で非常に込んでゐるところに新しい都市計画の路線といふものを入れて、そしてそれが二十年先になるか三十年先になるか、そ

その他の居住民あるいは自治体の関係者の意見もいろいろな角度から徴した結果、今御指摘のような二重の問題はできてくるが、それでもこの方が非常に便利であるという結論に達したわけでありませう。

○門司委員 これだけでやめますが、そうしますと、町村役場には二つの台帳を備えなければならぬ、こういうことになるのです。一つは現在あります税金その他を付けておる土地あるいは建物の登録されたもの、明確なものがないと、もう一つは、この番地によって選挙人名簿をこしらえるとき、いろいろ書いてあるようでありますが、そういうもの。そうすると、町村役場には、その土地におりま

す居住民の名簿というものが二つでなければならぬという結論になると思ふのです。それだけ地方の自治体に迷惑と複雑性をかけるのじやないですか。だから私は自治行政の上からどう考へても簡素化になると考えられませんが、手紙や何かの番地を探したり何かには便利になるかもしれせん。しかし自治行政の建前の上からいけば、それだけ複雑性を地方の自治体に押しつけることになって、決していいものじやない。むしろ、こういうものをおこしらえになるのなら、さつきから

言っておりますように、郵政省なら郵政省が地元の協力を得ておやりになるのなら、それはちつともこの際かまわぬと思ふのです。そういうポスト・ナンバーの制度をとるならば、それでもよろしい。しかし自治体でそういう二重の帳簿をこしらえて、両方見なければわからない。この番地にだけがい

るのだからわからないというようにこと

では、自治行政の上で非常にやりにくくなりはいせんか。要するに、登記されておる登録番号と居住番号とが違ふのですから、非常に複雑になりはしませんか。その点は戸籍を扱う人はどうなんですか。あるいは実際に市町村の仕事をしている人はどうなんですか。こういう二重の組織がいいか悪いか。私は悪いと考へておるのですが、自治大臣はこれの方がいいとお考へ

すか。

○安井国務大臣 おっしゃる通りに二重になるわけですね。従来の登記簿によるものはそのまま残しておいて、新しい居住表示によるものが今度できるわけ、選挙人名簿の作成とか、そういう一般の事務はすべてそれでやることになりませう。ただ土地の売買とか固定資産税の税金の対象になる場合には、従来のこの登記簿による番地が生きて、そういう格好になりますので、その意味では確かに二重に相なりませう。しかしこれは私も独断で考へたわけじやないものでありまして、審議会でも長い間専門家に各方面から検討していただきましたし、また自治体自体の意見も十分に徴してみました。結果、これが一番簡便で非常によからう、こういう結論になってやっておりますので、いろいろな御懸念も確かにあるかと思ひますが、これは相当慎重に検討いたしました結果、各方面の御意見に徴してやっておりますので、一度ぜひこれでやられてみていただきたい、こう思う次第でありまして、御賛同をぜひお願いしたいと思ひます。

○門司委員 これは行政局長に聞きますが、今言つたようなことで、単に町名地番を作るといふ補助金だけでは済

まないと思ひます。恒久的な費用が必要と思ひます。役所の中に係がでざるを得ない。帳面が二つあれば、帳面を整理する費用がでざるを得ない。だから、恒久的な費用がかなり町村役場にかかると思ひます。だから、これは単なる補助金では済まされんない。これだけ事務がふえることはわかり切つたことです。ふえざるを得ないということ。一時的に名簿を切りかえるとき、あるいは書きかえらうというだけでなくて、二重のものを備えなければならぬ。二重に仕事をしないかなければならぬ。補助金で何とか間に合

わする、あるいはその場で間に合はせるといふことはできないと思ひます。恒久的な経費としてどのくらいのものがかかるのか、そんなことを計算されたことがありませんか。

○佐久間政府委員 これは大臣が申されまして、土地、不動産の権利関係の表示をいたします関係の帳簿は、従来の地番を使うことになりませうが、そのほか住民票でございませうとか、あるいは選挙人名簿でございませうとか、各種行政に使われております帳簿は、みな新しいこの方式によつていくことになるわけでございます。そこで一見二重になりまして、複雑なようではございませうけれども、書きかえが終りましたあとにおきましては、この現在住民を對象にいたしております各種の帳簿をむしろなるべく統一的に、ごくわずかな帳簿ですべての行政の用に間に合うといふことも、この法律の施行と関連をいたしまして、自治省でも各省と連絡をいたしまして検討をして住民を對象としていきます帳簿に関する事務も、帳簿そのものも、簡

素化をはかつて参りたい、かように考へておるわけでございます。具体的に帳簿の整備にどのくらいの経費がかかるかといふことにつきましては、一応坪当たり一円五十銭見当という推算をいたしておりますけれども、これは実施をいたしてみせんとまだ正確なことはわかりませんので、三十七年度は先刻申し上げましたモデル地区につきまして実施をいたしてみまして、その結果によりまして、三十八年度以降財政措置を講じて参りたいというふうに考へております。

○門司委員 そうすると、大臣一つはつきり約束をしてもらいたんだが、今局長は、財政措置は三十八年から、こういうお話ですが、そういう今の答弁を聞いてみますと、これはどう考へても行政の仕事ではないですね。モデル地区をこしらえて、そこでやってみてよければやるのだというやうなあいまいなことでは法律を出されることは、實際は迷惑だと思ふのです。しかし一応これで整備ができるといふならば、一応やってみられることはいいかも知れない。しかしこれはどうしても自治省のやる仕事でもなければ――それならばもう少し徹底したものがよろしい。

それから同時に約束をしておいてもそれだけの、今の局長の答弁では、その費用はかかるまいやうなことを言つておられますが、土地の売買とかなるといふことだけではなくて、従来の関係である税金その他のすべてについて、今までは何番地のどこはだれが住んでおつたの所有だからといふことだけで、土地台帳だけで税金との関係はやれたのです。しかし今度は

居住のナンバーが違つて参りますと、照らし合はせなければならぬ。ここにはだれが住んでゐるか、この番地の所有者はだれであるか、どうしても新しい名簿によらなければならぬのです。そうすると、台帳を二つ備えなければならぬ。二つ備えなければならぬといふことになりまして、二重の手間がかかることははっきりわかつておる。だから、この費用は必ずこで出す、めんどろを見ろといふことだけはつきりしておいてもらはないと、うっかりこれを通して、あとで地方自治体が迷惑をして、多少便利になつたからよからうというところで、財政的負担が伴わないことがあつてはならないと思ふ。だから、この際どういふては、地方の自治体に迷惑をかけないといふことだけはつきり約束をしておいていただきたいと思ひます。

○安井国務大臣 これはモデル地区といひましても、特に繁華で複雑になつておる市街地を中心に、まず進めていきたいといふことでありますが、それを進めた結果、今御説のような財政的な問題につきましては、十分慎重に検討いたしました。自治体々々に非常な迷惑のかけられない十分な措置を考へていきたいと思つております。

○門司委員 大臣、もう少しはつきり言つて下さい。自治体に非常な迷惑のかけられないやうなといふことですが、非常なといふ字をとつていただきたいと思ひます。

○安井国務大臣 門司委員の御意思の線に沿つて善処するようにいたします。

○園田委員長 他に御質疑はありませんか。——なければ本案についての質疑は終了いたしました。

〔別冊附録に掲載〕

○園田委員長 これより法案を討論に付すのでありますが、通告もありませんので、直ちに採決に入るに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○園田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

これより住居表示に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○園田委員長 起立総員。よって、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なお、本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○園田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

この際、暫時休憩いたします。
午後零時四十二分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

〔参照〕

住居表示に関する法律案（内閣提出第一二二一号）（参議院送付）に関する報告書